

広島大学大学院人間社会科学研究科における人を対象とする研究に関する細則

令和4年3月24日

研究科長決裁

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院人間社会科学研究科運営内規(令和2年4月1日研究科長決裁)第15条の規定に基づき、広島大学大学院人間社会科学研究科(以下「研究科」という。)における人を対象とする研究に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 人を対象とする研究 個人又は集団を対象とし、聞き取りやアンケート等の方法により、個人や集団からその思想、心身の状態、行動、環境、経歴等に関する情報・データの提供を受け、又は個人のプライバシーに関わる情報・データの収集を行って実施する研究をいう。ただし、広島大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規則(令和3年6月23日規則第37号)の対象となる研究を除く。
- (2) 研究対象者 人を対象とする研究において聞き取りやアンケート等の方法により、自らに関する情報・データを提供することとなる者又は自らのプライバシーに関わる情報・データが収集されることとなる者をいう。
- (3) 研究者 研究科において行われる人を対象とする研究の実施に関わる者をいう。
- (4) 研究責任者 研究者のうち、人を対象とする研究の実施を統括する者をいう。

(法令等の遵守)

第3条 研究者は、人を対象とする研究の立案、実施に当たっては、関係法令、本学の諸規則及び広島大学大学院人間社会科学研究科における人を対象とする研究に関するガイドライン(令和4年3月24日研究科長決裁。以下「ガイドライン」という。)を遵守しなければならない。

(倫理審査委員会)

第4条 研究科に、広島大学大学院人間社会科学研究科倫理審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第5条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 人を対象とする研究の実施の可否及び実施可とされた人を対象とする研究の変更の可否について、研究科長に意見を述べること。
- (2) 人を対象とする研究の実施に係る倫理上の課題に関すること。
- (3) その他人を対象とする研究に関すること。

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 専門領域部会の座長
- (2) その他研究科長が必要と認めた者若干人

2 委員は、研究科長が任命又は委嘱する。

- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第7条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員のうちから研究科長が任命する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、委員長の職務を代行する。

(専門領域部会)

第8条 委員会に、次の各号に掲げる専門領域部会(以下「部会」という。)を置く。

- (1) 教育・スポーツ科学専門領域部会
- (2) 心理学専門領域部会
- (3) 法学・政治学・経済学・社会学専門領域部会
- (4) 人文学専門領域部会

第9条 部会は、委員会から付託された人を対象とする研究の実施の可否又は実施可とされた人を対象とする研究の変更の可否の審査を行うものとする。

第10条 部会は、研究科専任で、かつ、当該領域に係る教授、准教授、講師又は助教3人以上の委員で組織する。

- 2 部会の委員は、研究科長が任命又は委嘱する。
- 3 部会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部会の委員が辞任を申し出たとき、又は欠員となったときの後任者の任期は、その任命又は委嘱の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 5 部会に座長を置き、部会の委員のうちから研究科長が任命する。
- 6 部会の運営に関し必要な事項は、各部会が定める。

(守秘義務)

第11条 委員会の委員及び部会の委員は、審査に当たり知り得た情報を第三者に漏らすてはならない。

(事務)

第12条 委員会の事務は、教育学系総括支援室において処理する。

- 2 教育・スポーツ科学専門領域部会の事務は、教育学系総括支援室、総合科学系支援室及び国際協力学系支援室において処理する。
- 3 心理学専門領域部会の事務は、教育学系総括支援室及び総合科学系支援室において処理する。
- 4 法学・政治学・経済学・社会学専門領域部会の事務は、人文社会科学系支援室(経済学事務室)、国際協力学系支援室及び東千田地区支援室において処理する。
- 5 人文学専門領域部会の事務は、人文社会科学系支援室(文学事務室)及び国際協力学系支援室において処理する。

(研究の申請)

第13条 研究責任者は、新たに人を対象とする研究を実施し、又は実施可とされた人を

対象とする研究を変更しようとするときは、研究科長に申請しなければならない。

第 14 条 研究科長は、前条の申請があったときは、委員会に審査を依頼するものとする。

第 15 条 委員会は、前条の審査の依頼があったときは、部会に審査を付託するものとする。この場合においては、部会の判定をもって委員会の判定とするものとする。

2 前項本文の規定にかかわらず、当該研究に係る審査が複数の部会に関わるものである場合は、委員会が審査する。

(部会による審査)

第 16 条 部会は、委員の 3 分の 2 の出席がなければ開くことができない。

第 17 条 部会は、倫理的観点及び学術的観点から公正に審査を行わなければならない。

第 18 条 審査に当たり、部会の委員は、研究責任者、研究者及び研究対象者との利害関係について開示しなければならない。

2 部会の委員は、研究責任者、研究者又は研究対象者との間に利害関係があり、審査に支障を来すと判断される場合は、審査に加わることはできない。

第 19 条 部会の審査の判定は、出席者(前条第 2 項の規定により審査に加わらない者を除く。)の合意に基づき、次の各号のいずれかにより示すものとする。

(1) 承認

(2) 修正勧告

(3) 不承認

第 20 条 委員会は、前条の報告があったときは、審査結果を研究科長に報告しなければならない。

(委員会による審査)

第 21 条 委員会の審査は、委員の 3 分の 2 の出席がなければ行うことができない。

第 22 条 委員会は、倫理的観点及び学術的観点から公正に審査を行わなければならない。

第 23 条 審査に当たり、委員会の委員は、研究責任者、研究者及び研究対象者との利害関係について開示しなければならない。

2 委員会の委員は、研究責任者、研究者又は研究対象者との間に利害関係があり、審査に支障を来すと判断される場合は、審査に加わることはできない。

第 24 条 委員会の審査の判定は、出席者(前条第 2 項の規定により審査に加わらない者を除く。)の合意に基づき、次の各号のいずれかにより示すものとする。

(1) 承認

(2) 修正勧告

(3) 不承認

第 25 条 委員会は、審査終了後速やかに審査結果を研究科長に報告しなければならない。

(決定)

第 26 条 研究科長は、委員会の審査結果に基づき、人を対象とする研究の実施の可否又は変更の可否を決定するものとする。

2 研究科長は、前項の決定内容について、研究責任者に通知するものとする。

(研究責任者の責務)

第 27 条 研究責任者は、人を対象とする研究全体の適切な管理・監督に当たらなければ

ならない。

- 2 研究責任者は、当該研究に参画する研究者に対して、研究計画の内容について十分な説明を行い、関係法令、本学の諸規則及びガイドラインを遵守するよう指導しなければならない。

(公表)

- 第 28 条 研究科長は、委員会及び部会の開催状況及び研究計画の審査の概要を定期的に公表するものとする。

(研究科以外において行われる研究に係る審査)

- 第 29 条 研究科以外において行われる人を対象とする研究を新たに実施しようとする者で、当該研究の実施の可否について研究科の審査を受けることを希望する者は、研究科長に申請することができる。研究科長が実施可と決定した人を対象とする研究を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の場合においては、第 13 条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

- 第 30 条 この細則に定めるもののほか、人を対象とする研究に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 18 日 一部改正)

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。